

令和6年2月5日

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会
会長 中島 智人 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

令和7年度事業実施分協働事業負担金の「課題」の設定
について（諮問）

標記について、かながわボランティア活動推進基金21条例第8条第1号の規定に基づき諮問します。

問合せ先
NPO協働推進課
NPO支援グループ 安達
電話 045-210-3703

令和7年度事業実施 提案課題一覧

No.	課題名	趣旨	提案所属
1	<p>困難な問題を抱える女性の早期発見から自立まで切れ目のない支援強化</p>	<p>・令和6年4月1日施行「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援法」)により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)が支援の対象となることから、多様な困難に対応し、幅広い年代への周知・支援が必要となる。</p> <p><課題></p> <p>困難な問題を抱える女性は解決すべき課題が一つというケースは稀であり、多様で複合的な問題(シングルマザーの就労、住居問題・外国人女性の離婚問題、若年層の悪質ホストクラブ問題、高齢者の健康不安、家族関係に関する問題等)を抱えている。女性支援法の成立により、支援対象者が拡大されたことから、当事者それぞれの多様な困難への対応を行うには、行政だけでは行き届かないため、様々な支援の特色を持つボランティア団体との協働が不可欠である。さらに、民間団体の柔軟性のある支援や、蓄積された知見や経験を活かし、互いに補完し合いながらきめ細やかな支援を実施することは、女性支援法の基本方針でも求められている。</p> <p>そこで、幅広い県民に周知・広報を行い、多様な支援を実施するため、困難な問題を抱える女性への支援を実施するNPO等が築いたネットワークや支援手法等を活かし、行政機関だけでは対応が行き届きにくいところへの柔軟性のある支援によって課題解決を図る必要がある。</p> <p><想定する事業・取組の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDVや悪質ホストクラブ問題等の、若年層への周知・啓発 ・暴力の未然防止のための周知・啓発 ・様々な困難な問題を抱えている女性への相談窓口や支援策の周知 ・困難を抱えた女性の社会とのつながり支援 ・DV加害者プログラムの実施 ・多様な困難を抱えた当事者の状況に応じた支援 	<p>共生推進本部室</p>

2	<p>男性及び性的マイノリティのDV被害者への支援</p>	<p>＜課題＞</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、「DV被害者」の性別を問わず対象としているが、同法において被害者の緊急時における一時保護は女性相談支援センターが行うこととされており、県の女性相談支援センターは女性のみしか利用できない。</p> <p>男性及び性的マイノリティのDV被害者は、数の少なさや世間の目などから相談につながりにくい状況があるうえ、男性及び性的マイノリティの被害者の一時保護を行う公的施設は県内になく、被害者が加害者から避難し、秘匿施設で安心して自立を目指すことができない状況にある。</p> <p>そこで、行政では未だ十分な取組ができていない、男性及び性的マイノリティのDV相談・保護・自立支援について、NPO等と協働して課題解決を図る必要がある。</p> <p>＜想定する事業・取組の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性及び性的マイノリティのDV被害者相談 ・男性及び性的マイノリティのDV被害者の一時保護 ・男性及び性的マイノリティのDV被害者の自立支援 	<p>共生推進本部室</p>
---	-------------------------------	---	----------------